【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年８月14日
【四半期会計期間】	第19期第１四半期（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
【会社名】	スカイマーク株式会社
【英訳名】	Skymark Airlines Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　西久保　慎一
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　有森　正和
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号
【電話番号】	03(5708)8280（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　有森　正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期 第１四半期 累計期間	第19期 第１四半期 累計期間	第18期
会計期間		自 平成25年４月１日 至 平成25年６月30日	自 平成26年４月１日 至 平成26年６月30日	自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日
事業収益	（百万円）	18,478	18,194	85,975
経常損失（△）	（百万円）	△1,203	△5,448	△403
四半期（当期）純損失（△）	（百万円）	△1,241	△5,795	△1,845
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―	―	―
資本金	（百万円）	14,179	14,182	14,181
発行済株式総数	（株）	91,294,400	91,318,400	91,309,600
純資産額	（百万円）	45,265	38,910	44,689
総資産額	（百万円）	77,212	77,522	78,771
１株当たり四半期（当期）純損失金額（△）	（円）	△13.65	△63.70	△20.29
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	58.1	49.6	56.2

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」につきましては記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は持分法を適用する関連会社がないので、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期（当期）純損失金額であるため記載しておりません。
４．事業収益には、消費税等は含まれておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

（国際路線への事業展開のための航空機材導入について）

当社は平成27年３月期より国際線事業への参入を目指してエアバスA380型機の導入を予定しておりましたが、平成26年７月25日に、当該契約について解除する旨の通知をAIRBUS S.A.S.社（エアバス社）より受けております。また、当該契約の解除について多額の解約違約金の支払いを求められております。

当社としましては、本件の早期解決に向けて法的助言を得ながら対応策を検討しております。

（重要事象等について）

① 当社は、継続的な円安や燃油価格の高騰及びエアバスA330型機の導入に係る一時的な初期費用等の増加により、当第１四半期累計期間において、営業損失5,526百万円、四半期純損失5,795百万円を計上いたしました。このような状況のもと、これまでのエアバスA380型機の導入に向けての多額の投資支出の影響もあり、今後、運転資金需要が大幅に増加した場合には、資金繰りに十分な余裕を確保できなくなる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

② 当社はエアバス社と計６機のA380型機の購入契約を締結しておりますが、平成26年７月25日に、当該契約について解除する旨の通知をエアバス社より受けております。

本件については、エアバス社より多額の解約違約金の支払いを求められておりますが、当社は当該解約違約金の金額の合理性も含めて、法的手段も視野に入れながら対応策の検討を行っており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

２【経営上の重要な契約等】

当第１四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）業績の状況

当第１四半期累計期間における世界経済は、全体的には緩やかに回復しながらも、シリア等の一部の中所得国における政情不安やウクライナ問題等が先行きに暗い影を落としており、依然として不透明感が拭いきれない状態が続きました。

わが国経済は、政府主導の財政政策により引き続き回復基調にありますが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費にやや弱さがみられる動きとなりました。

航空業界におきましては、航空燃料税の継続的引き下げや羽田空港国際線の発着枠拡大に伴う就航便数の大幅増加等明るいニュースが出てきた一方で、円安基調の継続や原油価格の高止まり等、航空各社にとっては依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては配分数の限られた羽田空港発着枠を効率的に活用すべく、従来より運航しているボーイング737-800型機に比べ、より大型のエアバスA330-300型機２機を高収益路線である福岡路線に投入いたしました。当該機種は全席を座席幅の広い「グリーンシート」として装備しており、機内での快適性が従来機に比べて格段に向上しております。当社は今後も当該機種を順次羽田空港を発着する幹線路線に投入し、更なる収益確保を図ってまいります。

事業収益につきましては、就航路線の見直しにより、提供座席数が前年同期比で8.7%増加し、旅客数も比例して増加しましたが、競争の激化に伴い旅客単価が下落したことから、旅客収入は前年同期比2.3%の減少となりました。また総売上高は前年同期比1.5%の減少となる18,194百万円となりました。

事業費は、エアバスA330-300型機の導入に伴う航空機材費の増加（前年同期比25.4%増）及び同機の導入に係る運航乗務員訓練費の増加（前年同期比397.0%増）並びに整備部品費の増加（前年同期比13.3%増）、また原油価格水準が引き続き高値水準で推移したことによる航空機燃料費の増加（前年同期比9.7%増）等の影響により、総額22,910百万円（前年同期比14.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費は株式報酬費用の減少、広告宣伝費の減少等により811百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

これらの結果、営業損失は5,526百万円（前年同期は2,477百万円の営業損失）、経常損失は5,448百万円（前年同期は1,203百万円の経常損失）、四半期純損失は5,795百万円（前年同期は1,241百万円の四半期純損失）となりました。

（２）財政状態の分析

当第１四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べて1,249百万円減少し77,522百万円となりました。これは主に航空機材数の増加により長期預け金が1,032百万円増加した一方で、未収還付消費税等1,077百万円、預け金823百万円、前渡金348百万円がそれぞれ減少したことによるものであります。

負債合計は前事業年度末に比べて4,528百万円増加し38,611百万円となりました。これは主に夏季繁忙期間に係る予約数の増加に伴う前受旅客収入金の増加4,184百万円、エアバスA330-300型機の導入に伴う営業未払金等の仕入債務の増加691百万円、航空機材数の増加に伴う定期整備引当金の増加714百万円によるものであります。

純資産合計は前事業年度末に比べて5,778百万円減少し、38,910百万円となりました。これは主に繰越利益剰余金の減少5,795百万円によるものであります。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

１[事業等のリスク]の（重要事象等について）に記載した内容以外には、当第１四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（４）研究開発活動

該当事項はありません。

（５）経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く事業環境は、想定困難な原油価格情勢、為替変動、個人消費動向等の外部要因により大きく変動する状況にあります。

当社はこれらの状況を踏まえて、継続的なコスト抑制活動はもとより、需要動向、事業効率等を注視し、運航計画、運賃設定及び販売施策等につきまして、弾力的に検討し、機動的に実施する方針であります。

また、１[事業等のリスク]の（重要事象等について）に記載した内容については早期の解決に向け、法的助言を受けながら慎重に対応してまいります。

（６）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第１四半期会計期間末において、夏季繁忙期間に係る予約数の増加等により、前事業年度末に比べ現金及び預金が157百万円増加しております。

（７）事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は「１[事業等のリスク]の（重要事象等について）」に記載いたしました継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するため、以下の対応策に取り組んでおります。

① 収益性の向上、資金の確保について

・エアバスA330型機の導入による輸送力及び収益力の強化
・高品質座席の提供による顧客の囲い込み及び新規顧客の獲得
・不採算路線の休止
・金融機関からの借入れ

② エアバスA380型機について

エアバス社からは多額の解約違約金の支払いを求められていますが、当社は当該解約違約金の金額の合理性も含め、早期に解決すべく、適宜法的助言を得ながら対応策の検討を行っております。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	187,720,000
計	187,720,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成26年８月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	91,318,400	91,337,800	東京証券取引所市場第一部	1単元の株式数100株
計	91,318,400	91,337,800	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成26年８月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年４月１日～平成26年６月30日(注1)	8,800	91,318,400	1	14,182	1	13,315

（注1）新株予約権の行使による増加であります。

（注2）平成26年７月１日から平成26年７月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が19,400株増加しており、資本金及び資本準備金がそれぞれ3百万円増加しております。

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成26年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（普通株式） 345,600	―	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	（普通株式） 90,953,700	909,537	単元株式数100株
単元未満株式	（普通株式） 10,300	―	―
発行済株式総数	91,309,600	―	―
総株主の議決権	―	909,537	―

（注）１．「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,600株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

２．「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式24株が含まれています。

②【自己株式等】

平成26年６月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
スカイマーク株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目５番７号	345,600	―	345,600	0.38
計	―	345,600	―	345,600	0.38

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間の役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期会計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）及び第１四半期累計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.01%
売上高基準	0.13%
利益基準	0.00%
利益剰余金基準	0.00%

1【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当第１四半期会計期間 (平成26年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,065	7,223
営業未収入金	4,895	4,607
貯蔵品	56	53
預け金	1,973	1,150
未収入金	1,916	1,758
前渡金	520	171
未収還付消費税等	1,200	123
未収還付法人税等	1,171	1,205
前払費用	2,348	2,673
繰延税金資産	90	－
その他	416	129
流動資産合計	21,656	19,096
固定資産		
有形固定資産		
航空機材	6,957	7,083
減価償却累計額	△3,772	△3,980
減損損失累計額	△73	△73
航空機材（純額）	3,110	3,029
建物	2,453	2,411
減価償却累計額	△801	△794
減損損失累計額	△17	－
建物（純額）	1,634	1,616
構築物	19	19
減価償却累計額	△7	△7
構築物（純額）	12	11
機械及び装置	3,574	5,312
減価償却累計額	△1,990	△2,206
機械及び装置（純額）	1,584	3,105
車両運搬具	4,468	4,522
減価償却累計額	△3,222	△3,392
減損損失累計額	△0	△0
車両運搬具（純額）	1,245	1,129
工具、器具及び備品	1,912	2,024
減価償却累計額	△1,129	△1,188
減損損失累計額	△0	△0
工具、器具及び備品（純額）	782	835
リース資産	2,726	2,714
減価償却累計額	△364	△422
リース資産（純額）	2,361	2,292
建設仮勘定	26,440	25,347
有形固定資産合計	37,171	37,368
無形固定資産	112	129

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当第１四半期会計期間 (平成26年６月30日)
投資その他の資産		
関係会社株式	2	2
長期貸付金	1	1
敷金及び保証金	6,184	6,253
長期預け金	13,572	14,604
長期前払費用	53	48
その他	18	18
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	19,830	20,926
固定資産合計	57,114	58,425
資産合計	78,771	77,522
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,919	3,610
繰延税金負債	―	197
未払金	333	256
未払費用	1,128	1,006
預り金	160	261
前受旅客収入金	7,373	11,557
定期整備引当金	474	464
返還整備引当金	2,454	1,236
リース債務	315	188
その他	381	91
流動負債合計	15,542	18,872
固定負債		
定期整備引当金	12,206	12,931
返還整備引当金	3,623	3,931
資産除去債務	244	411
リース債務	2,216	2,157
繰延税金負債	69	120
その他	180	185
固定負債合計	18,540	19,738
負債合計	34,082	38,611
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,181	14,182
資本剰余金		
資本準備金	13,314	13,315
資本剰余金合計	13,314	13,315
利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,827	11,032
利益剰余金合計	16,827	11,032
自己株式	△91	△91
株主資本合計	44,232	38,439
新株予約権	456	471
純資産合計	44,689	38,910
負債純資産合計	78,771	77,522

（２）【四半期損益計算書】

【第１四半期累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日)	当第１四半期累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年６月30日)
事業収益	18,478	18,194
事業費	20,105	22,910
事業総損失（△）	△1,626	△4,715
販売費及び一般管理費	851	811
営業損失（△）	△2,477	△5,526
営業外収益		
受取利息	1	0
為替差益	1,178	4
違約金収入	80	96
その他	45	25
営業外収益合計	1,305	125
営業外費用		
支払利息	26	35
その他	4	11
営業外費用合計	31	47
経常損失（△）	△1,203	△5,448
特別利益		
固定資産売却益	－	0
新株予約権戻入益	1	4
特別利益合計	1	4
特別損失		
固定資産除却損	33	2
固定資産売却損	－	0
特別損失合計	33	2
税引前四半期純損失（△）	△1,235	△5,445
法人税、住民税及び事業税	10	9
法人税等調整額	△3	339
法人税等合計	6	349
四半期純損失（△）	△1,241	△5,795

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

①　当社は、継続的な円安や燃油価格の高騰及びエアバスA330型機の導入に係る一時的な初期費用等の増加により、当第１四半期累計期間において、営業損失5,526百万円、四半期純損失5,795百万円を計上いたしました。このような状況のもと、これまでのエアバスA380型機導入に向けた多額の投資支出の影響もあり、今後、運転資金需要が大幅に増加した場合には、資金繰りに十分な余裕を確保できなくなる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

これに対し、当社は状況を解消すべく、以下の対応策に取り組んでおります。

・大型機材であるエアバスA330型機の導入による輸送力及び収益力の強化
・高品質座席の提供による顧客の囲い込み及び新規顧客の獲得
・不採算路線の休止
・金融機関からの借入れ

しかし、これらの対応策は実施途中にあり、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

②　当社はAIRBUS S.A.S.社（エアバス社）と計６機のA380型機の購入契約を締結しておりますが、平成26年７月25日に、当該契約について解除する旨の通知をエアバス社より受けております。

本件については、エアバス社より多額の解約違約金の支払いを求められておりますが、当社は当該解約違約金の金額の合理性も含め、法的手段も視野に入れながら対応策の検討を行っており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該事象を解決すべく法的助言を得ながら対応策の検討を行っておりますが、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関するこれらの重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（四半期貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第１四半期累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）	当第１四半期累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年６月30日）
減価償却費	478百万円	772百万円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

１．配当に関する事項

決議日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月20日定時株主総会	普通株式	363	4	平成25年３月31日	平成25年６月21日	利益剰余金

２．株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

Ⅱ　当第１四半期累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第１四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空運送事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当第１四半期累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）

当社は、航空輸送サービスの提供及びその附帯事業による航空運送事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）	当第１四半期累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
１株当たり四半期純損失金額（△）	△13円65銭	△63円70銭
（算定上の基礎）		
四半期純損失金額（△）（百万円）	△1,241	△5,795
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純損失金額（△）（百万円）	△1,241	△5,795
普通株式の期中平均株式数（株）	90,945,848	90,969,039
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）前第１四半期累計期間及び当第１四半期累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は平成22年11月にAIRBUS S.A.S社(エアバス社）とエアバスA380型機６機の購入契約を締結し、導入準備を進めておりましたが、近年の円安及び競争の激化等の理由により当初の導入計画を変更せざるを得ない状況となりました。

そのため、当社は計画の変更に向けてエアバス社と協議を行ってまいりましたが、平成26年７月25日にエアバス社より当該購入契約について解除する旨の通知を受けました。また、当該契約の解除通知に伴い、多額の解約違約金の支払いを求められております。これに対し、当社は現在当該解除通知及び解約違約金について法的助言も得ながら対応策を検討しております。

なお、A380型機に係る支払済の前払金25,264百万円（貸借対照表上は建設仮勘定に計上）については現時点での当該前払金の回収可能性を含め、本件による業績への影響額を測ることは困難であります。当社としては本件の早期解決に向けて鋭意努める所存です。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年８月14日

スカイマーク株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中塩　信一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　裕子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田島　幹也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスカイマーク株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第19期事業年度の第１四半期会計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）及び第１四半期累計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、スカイマーク株式会社の平成26年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

１．継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、当第１四半期累計期間において、営業損失及び四半期純損失を計上したこと、またこれまでエアバスA380型機等の導入作業に多額の支出を要したこと等から、今後の資金繰りに十分な余裕を確保できなくなる可能性がある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は四半期財務諸表には反映されていない。

２．継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社はエアバス社と計６機のA380型機の購入契約について、エアバス社から平成26年７月25日に解除する旨の通知を受けた。これに伴い、エアバス社から多額の解約違約金の支払いを求められている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は四半期財務諸表には反映されていない。

３．重要な後発事象に記載の通り、会社はエアバス社と計６機のA380型機の購入契約について、エアバス社から平成26年７月25日に解除する旨の通知を受け、現在、対応策を検討中である。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。